

災害等情報（詳報）

| | | | | | | |
|--|-----------------------------------|------|---|---|---|---|
| 鉱 種：ろう石 | 鉱山の所在地： 岡山県 | | | | | |
| 災害等の種類： 坑外・落下物又は倒壊物 のため | 発生日時： 平成30年1月11日(木) 15時30分頃 | 罹災者数 | 死 | 重 | 軽 | 計 |
| | | | - | 1 | - | 1 |
| 罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 44歳、作業員、直轄、勤続年数：2年9ヶ月、担当職経験年数：2年9ヶ月 | | | | | | |
| 罹災程度：右大腿骨開放骨折、膝窩動脈切断、筋断裂多数（休業見込：6ヶ月） | | | | | | |
| <p>作業員 A（罹災者）は、共同作業者とともに、原料置場ピットに置いていたろう石（他鉱山から購入）を破碎機まで運搬するためショベルローダーによる回収作業をしていた。共同作業者がろう石をショベルローダーのバケットですくった後、作業員 A はショベルローダーのバケットですくいきれなかったろう石をスコップでショベルローダーのバケットに入れていた。ショベルローダーで回収する際にピット外の山側にろう石が飛び出ないように、原料置場ピットの正面（擁壁際）には高さ 1.2m のコンクリート製仕切り板（1枚板）が複数立てられていたが、そのうちの一枚のコンクリート製仕切り板（幅 2m × 高さ 1.2m 厚さ（上辺 20cm、底辺 31cm））が倒れ、作業員 A はコンクリート製仕切り板とショベルローダーのバケットとの間に挟まれた。</p> <p>共同作業者は、作業員 A が鉱石をショベルローダーのバケットに入れる間、運転席で待機していたが、倒壊した瞬間は見ておらず、作業員 A の悲鳴で気づいた時には、既に作業員 A がショベルローダーのバケットとコンクリート製仕切り板の間に両太腿が挟まれている状態だった。共同作業者は罹災者を救出するため、ショベルローダーを後退させてバケットを引き抜いたが、罹災者に乗っかかっていたコンクリート製仕切り板と床面の間に足首の部分だけがまだ挟まっている状態であった。そこで、フォークリフトに乗り換えて、コンクリート製仕切り板を持ち上げた後、罹災者を救出した。</p> <p>なお、倒壊したコンクリート製仕切り板は立てられていただけで、特に固定措置はなく、倒壊側と反対側のコンクリート堰堤にも固定されていなかった。また、倒壊したコンクリート製仕切り板の底面に損傷は認められない。</p> <p>また、コンクリートの床面は、コンクリート製仕切り板に向かって若干、左側に傾斜しており、倒壊側には傾斜していなかった。</p> | | | | | | |
| 【原因】 | | | | | | |
| 原料置場ピットに設置していた仕切り板の転倒防止措置が十分行われていなかった。 | | | | | | |
| 【対策】 | | | | | | |
| 原料置場ピットの擁壁際に設置していた仕切り板を撤去した。 | | | | | | |
| 【参考情報等】 | | | | | | |
| ○転倒する恐れがあるものには、適切な転倒防止措置を実施しましょう。 | | | | | | |

○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。

< 鉱山保安法令 >

- ・ 機械、器具及び建設物、工作物その他の施設の保全のため必要な措置(鉱山保安法第7条)
- ・ 鉱山労働者の安全を確保するための必要な保安設備(鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条)

< 労働安全衛生法令 >

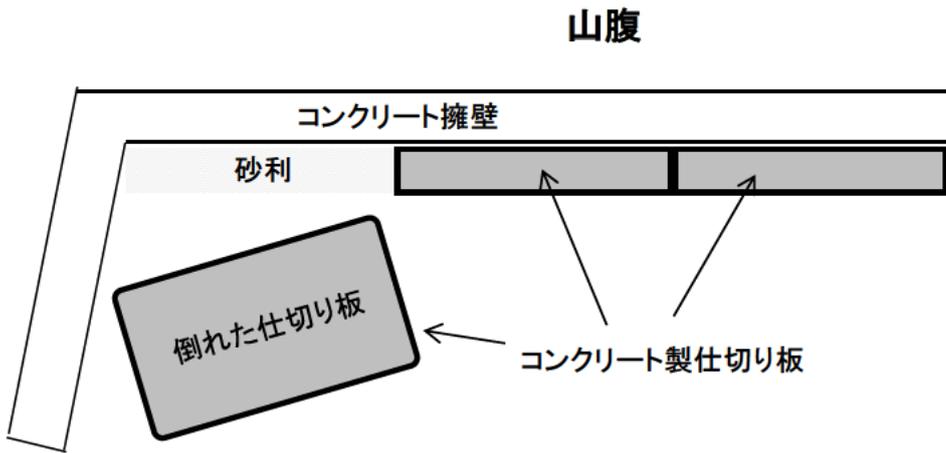
- ・ 労働者の危険を防止するための事業者の講ずべき措置等(労働安全衛生法第20条)

【お問い合わせ先】

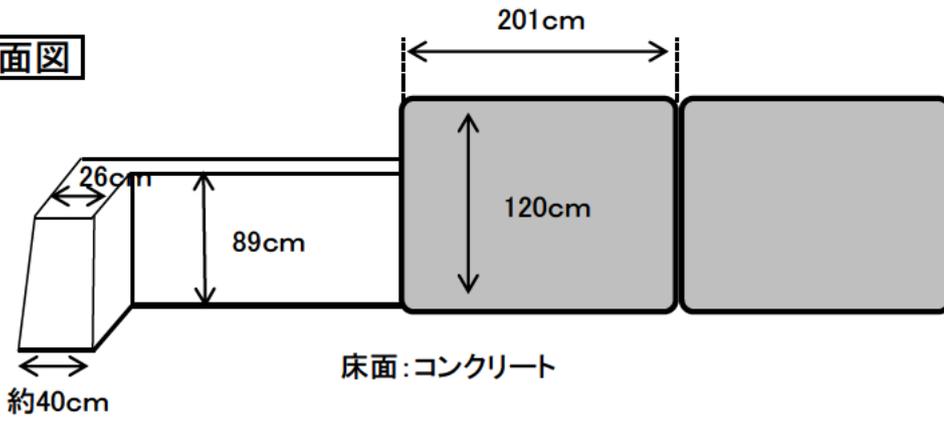
中国四国産業保安監督部 鉱山保安課 岩井、久保
電話番号 082-224-5755



平面図



正面図



コンクリート製仕切り板 (断面図)

